

関西大学大学院理工学研究科 学生員 ○木下朋大  
 関西大学環境都市工学部 正会員 盛岡 通  
 関西大学環境都市工学部 正会員 尾崎 平

1. 緒論

緑豊かなまちづくりを推進するにあたり、各市町村では都市緑地法に基づいた「緑の基本計画」を策定しているが、これらは国土交通省の定める「緑の基本計画ハンドブック」に沿って策定されたものである。

本研究では、京阪神で主要な3市である大阪市、神戸市、京都市の「緑の基本計画」を、緑の保全・創造の空間構成に重点を置いて比較することで、それぞれの計画づくりの特徴を見出すことを目的とする。それぞれに個性を持ち、まちづくりで先駆的な試みを行ってきた3市の緑づくりの概念、方法、実践を比較することにより、各市での取り組みの独自点及び共通点を発見することができると考えた。

2. 研究の方法

京阪神3市のまちづくり図書としての「緑の基本計画」の調査分析を行い、3市を共通に比較するための独自の概念・枠組みを設定し、主に「緑の将来像」の空間構成、及びその実現に向けた制度・政策・事業を比較分析する。また、大阪市、神戸市では平成12年に計画が策定されたままであるが、京都市では平成22年3月に計画が改定され、第2期に突入している。この3市間での策定（改定）時期のずれによって生じる差を埋めるため、他の関連計画も調査し必要な情報を組み入れることで、時間軸の整合性を図る。

3. 分析結果

空間構成をもって都市計画マスタープランを語る際には、当該地区を大・中・小の3層構造に階層化するのが一般的である。また、空間構成論として面、線、点を取り上げることも多い。本研究では緑づくりを共通に比較する次元として、緑のゾーン、緑の軸、緑の拠点の概念を定義した。また、より明確に3市の特徴を出すために、緑のゾーンを山岳自然地ゾーン、田園自然地ゾーン、中心市街地ゾーン、一般市街地ゾーンの4つに、緑の軸を河川緑軸、臨海緑軸、山裾・丘陵緑軸、街路緑軸の4つに、緑の拠点を既存の拠点、新たな拠点の2つに分類した。そして京阪神3市の計画書に記載されている「緑の将来像」の空間構成をもとに、丁寧な解釈をもって本研究で組み立てた独自の概念に対応させ、総括表に整理し（表-1）概念図化したものが図-1である。

表 - 1 緑の空間構成総括表

	本研究での分類	大阪市		神戸市		京都市	
		緑の将来像	場所	緑の将来像	場所	緑の配置方針(将来像)	場所
緑のゾーン(面)	'山岳自然地ゾーン'			'山のエリア'	『六甲山系、帝釈・丹生山系、鎌倉峡』	「緑の輪」	『周辺の山々』、北山・西山
	'田園自然地ゾーン'			'田園・里山のエリア'	『西神・北神の農業地帯』		『南部の巨椋干拓地を主とする田園地帯』
	'一般市街地ゾーン'	『一般市街地エリア』	『住宅地や居住・生産複合地』	'まちのエリア'	『六甲山系の南側、既成市街地』	「緑の芯」	中心市街地を除く市街地
	'中心市街地ゾーン'	『新臨海エリア』	『在来の臨海複合地』	'海辺のエリア'	『六甲山系背後の丘陵部』		『概ね昭和初期に市街地が形成された地域、及び伏見の旧市街地』
緑の軸(線)	'河川緑軸'	『大川・中之島ゾーン』	大川・中之島			「緑の軸」	『鶴川、桂川、宇治川』
	'臨海緑軸'	『淀川ゾーン』	淀川				
	'山裾・丘陵緑軸'	『大和川ゾーン』	大和川			「緑の線」	『神戸市須磨区～宝塚市に至る表六甲山腹斜面一帯、延長約』
	'街路緑軸'	『河口域ゾーン』	淀川から大和川にかけて	'街路緑地軸'	『浜手・中央・山手幹線、弓場線、房王寺線』		『周辺の山々と市街地の境界』、東山
緑の拠点(点)	'新たな緑の拠点'	『新臨海水際ゾーン』	舞洲・夢洲(北西側)			「緑の核」	『堀川(油小路)通、御池通、北大路通、東大路通、西大路通、九条通』
	'既存の緑の拠点'	『みち緑の基幹ネットワーク』	御堂筋、長堀通				伏見市街地、らくなん進都、嵯峨野、名神高速・桂川間の田園地帯
		※	その存在がない			「緑の核」	京都御苑、二条城、梅小路公園等

次に、これら空間構成から見た「緑の将来像」の実現に向けた取り組みについて3市での特徴を把握するために、都市計画法の体系をもとに①-整備、開発及び保全の方針②-まちづくり規制・誘導（政策）③-公的まちづくり事業という共通の枠組みを設定し、比較分析を行った。①は-緑のゾーン、②③は-緑の軸、緑の拠点の概念を形成する。①として、3市の開発方針である都市計画区域及び区域区分を図-2に示す。前段において-緑の軸を空間特別に4つに分類したことを踏まえ、②③として、-まちなか（街路）④-水辺（河川、臨海）⑤-山すそ（山裾・丘陵）の3つに分類し、それを受け皿に政策・事業を重ねて解釈してみる。-緑の軸、緑の拠点を実現するアプローチとしての政策や公的セクターを中心になされている様々な事業行為について、本研究では京阪神3市の「緑の基本計画」や、他の関連計画書も調査分析した。それらを整理し、概念図化したものが図-3である。

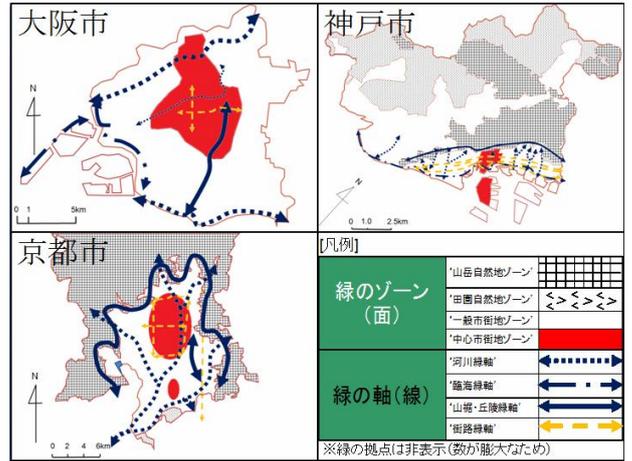


図-1 緑の空間構成概念図

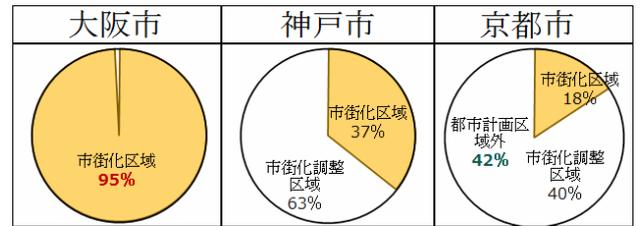


図-2 都市計画区域及び区域区分

#### 4. 結論

大阪市は全都市街地という特性により、他2都市とゾーニングに明確な違いがあり、水辺整備に調和する形での緑づくりを重点的に行っていた。また市街化調整の手法による緑地保全を行わず、歴史的にみて、公的セクターによる公園緑地による緑の拠点づくりに依存しているという特徴が現れた。

神戸市は市街化調整区域のうちで重要性の高い自然地を「緑の聖域」と称し、かつての禿山から砂防緑化を進めた経験から、六甲山系の緑地保全効果を重視し、多重多目的に開発から守っていた。また、市街化区域と市街化調整区域の線引きによる内外の境界で開発の規制がなされる従来の機械的手法を超えた、後背部の自然地の多様な保全利用を開拓したものとして「人と自然の共生ゾーン」を設定した。これらの山麓部から流れ出る河川に沿った-河川緑軸は、震災復興の過程でもその形成に力が注がれた。

京都市では既存市街地の「緑」辺部で自然に抱かれた居住地の景観整備により眺望・借景の保全を図っていたと同時に、人の営みと緑地の相互の関係を良好な形に誘導し、緑の保全活用の複眼的論理が生まれていた。特に景観緑三法が強調した文化景観の保全・形成に力を入れており、多くの景勝地をもつ。また、20世紀末から21世紀初頭にかけて、自然地の後背部をもつ自治体の多くがこの種の政策的な展開を図ったために、都市緑地保全法（1946年施行）はまちづくりの体系として都市緑地法（2004年施行）として改定され、その下での基本構想・基本計画としての「緑の基本計画」が強化されたと解釈することができる。

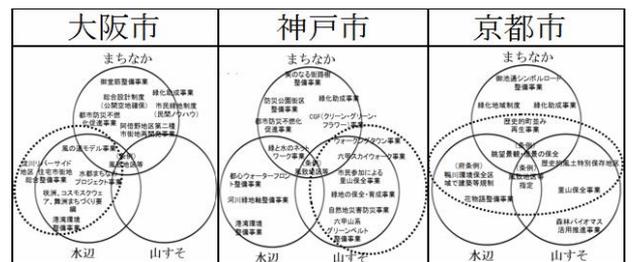


図-3 緑に関連する政策・事業

#### 参考文献

- 1) 国土交通省都市・地域整備局，都市計画課・公園緑地課(監修)：新編緑の基本計画ハンドブック，2007
- 2) 大阪市ゆとりとみどり振興局緑化推進部計画担当：大阪市緑の基本計画，2000
- 3) 神戸市建設局公園砂防部計画課：神戸市緑の基本計画，2000
- 4) 京都市建設局水と緑環境部緑政課：京都市緑の基本計画，2010